

# みんなで監視!

# 不法投棄は犯罪です!



ごみの不法投棄、美観を損なうばかりか、悪臭の発生や地下水の汚染など、環境へ悪影響を及ぼす恐れがあります。

投棄されやすい場所には、監視の目がないなど、一定の条件が重なっている特徴があります。みんなで監視して不法投棄をなくし、ごみのない美しいまちにしていきたいと思います。



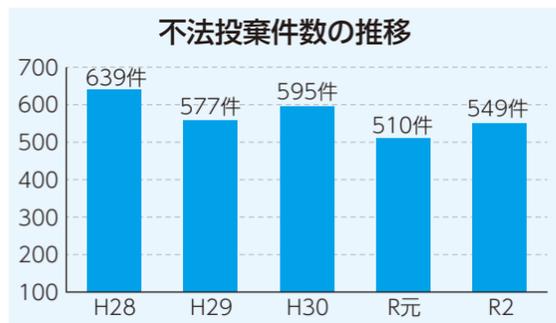
## 減らない不法投棄 令和2年度の不法投棄は549件

不法投棄とは、生活ごみ、家具、家電製品などの不要となった全てのもの(ごみ)を、出す場所などのルールに従わずに捨てることです。法律で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人は3億円)または、その両方が課せられることがあります。

空き缶やタバコのポイ捨てなど、物の大小に限らず、むやみにごみを投棄することは、全て不法投棄です。絶対にやめましょう。

市内の2年度の不法投棄件数は549件でした。近年はほぼ横ばいとなっており、不法投棄が多い状況が続いています。

桑納川や神崎川周辺では引っ越しに伴うごみが大量に不法投棄されるなどの悪質な事案が発生しているため、警戒を強めています。



## 監視を強化しています

市では、不法投棄を抑止するため、監視重点地域を中心に監視カメラの設置や、昼夜のパトロールを実施しています。また、千葉県や八千代警察署とも連携して、不法投棄をした人を特定して、指導などを行っています。

不法投棄を防ぐためには、地域の目も大切です。不法投棄を見つけたら、投棄されたものには手を触れずに、車のナンバーや、現場の状況など、わかる範囲の情報を八千代市不法投棄受付専用☎0120-844-530へ通報を。休日・夜間は留守番電話にて対応しています。

## 捨てた人がわからないときは 捨てられた人がごみ処理をします

所有している土地や賃貸などで管理している土地にごみが捨てられた場合でも、管理責任から、捨てられた土地の所有者や管理者がごみを処理する必要が生じます。不法投棄をする人は、事前に投棄しやすい人通りの少ない場所や、雑草が生い茂っている土地など、適切に管理されていない、監視の目がとどいていない場所を調べて、投棄する傾向があります。

### ▼不法投棄の様子



ごみが捨てられないように定期的に監視したり、草刈りなどを行って、捨てられにくい環境を作りましょう。侵入防止柵や「不法投棄禁止」と書いた看板を設置することも効果があります。

市では、ラミネート看板の作成を行っています。設置したい人はご相談ください。

## 野焼きはやめましょう

ごみの野焼きは、法律で禁止されています。また、煙や臭いが近隣の人の洗濯物に付着するなど不快感を与える場合は、八千代市公害防止条例における悪臭の規制の対象となります。農業に伴う稲わら、剪定枝などの焼却や落ち葉焚きなど、一部例外として認められているものでも、近隣の住環境に影響のないよう風向きなどを考慮して行い、苦情が寄せられた場合は速やかに野焼きをやめましょう。(環境保全課大気水質保全班 ☎421-6765)

## 違法な回収業者にご注意を

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の影響で自宅で過ごす時間が増加していることに伴って、家庭から出るごみが増加しています。最近、これらのごみを狙った違法な無許可の業者が全国的に増加しています。

家庭から出るごみを運んだり、処理をするには、八千代市の一般廃棄物処理業許可(収集運搬、処分)が必要です。他市の許可があってもできません。

無許可の業者は、法外な処理料金の請求をしてきたり、回収後に別のところで不法投棄をしている事例が全国で多発しています。無許可の業者が不法投棄をした場合、その業者に依頼した人に責任が生じることがあります。

**お問い合わせは**  
**クリーン推進課☎421-6770**  
**不法投棄専用電話☎0120-844-530**

### 募集計画(素案)などに対する意見

「八千代市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、計画(素案)などの意見を募集します。意見を提出できる人は、市内に住所がある人、市内に事務所が事業所がある人、市内に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事業に利害関係を有する人です。意見に対しての個別回答は行いません。  
**【意見を募集する計画など/担当課】**  
**■八千代市産業連携ビジョン(素案)** / 商工観光課☎(421)6761  
**■八千代市観光振興計画(素案)** / 商工観光課観光推進室☎(421)6762  
**▼募集期間** 12月6日(月)～1月7日(金)必着 **▼公表場所** 商工観光課、法務課情報公開班、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ **▼意見の提出方法・送付先** 募集期間中に公表する実施要項に記載してあります

### 農業委員会が意見書を提出しました

市農業委員会は9月21日、農業施策に関する意見書を市長に提出しました。農業者の要望などを基に作成したもので、4年度の市の農業施策や予算編成に反映されるよう、具体的な施策を提案しています。意見書は農業委員会事務局、法務課情報公開班、市ホームページで閲覧できます。  
 (農業委員会事務局☎(421)6793)

### 12月定例会は11月29日に開会しました

**■日程** ▼6日(月)・7日(火)一般質問 ▼8日(水)一般質問、質疑  
 ▼13日(月)総務・都市常任委員会 ▼14日(火)福祉・文教経済常任委員会 ▼22日(水)総括審議  
**■傍聴はできる限り控えてください** 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、本会議と委員会の傍聴はできる限り控えてください。傍聴の際は、マスクの着用、手指の消毒をお願いいたします。本会議は、午前10時から始まります。各委員会の開催時刻は市ホームページをご覧ください。議会事務局議事課までお問い合わせください。  
**■インターネット中継と会議録検索システム** 本会議の様子はスマートフォンでも視聴できます。市ホームページで生中継するほか、会議の翌日(市の休日を除く)からは録画を見ることが出来ます。会議録は会議録検索システムをご利用ください。  
 (議事課☎(483)1151)

会議録検索システム インターネット中継